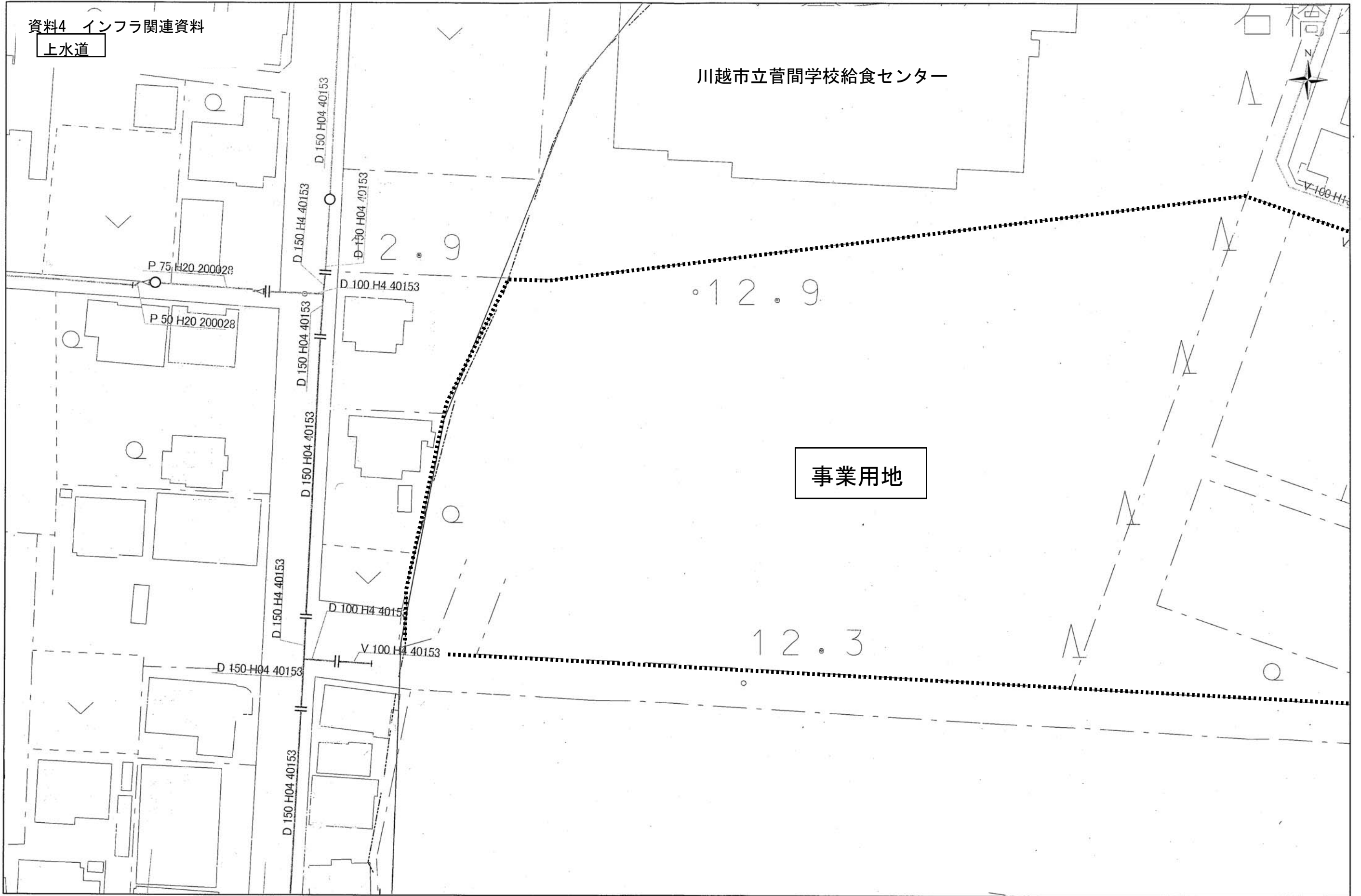
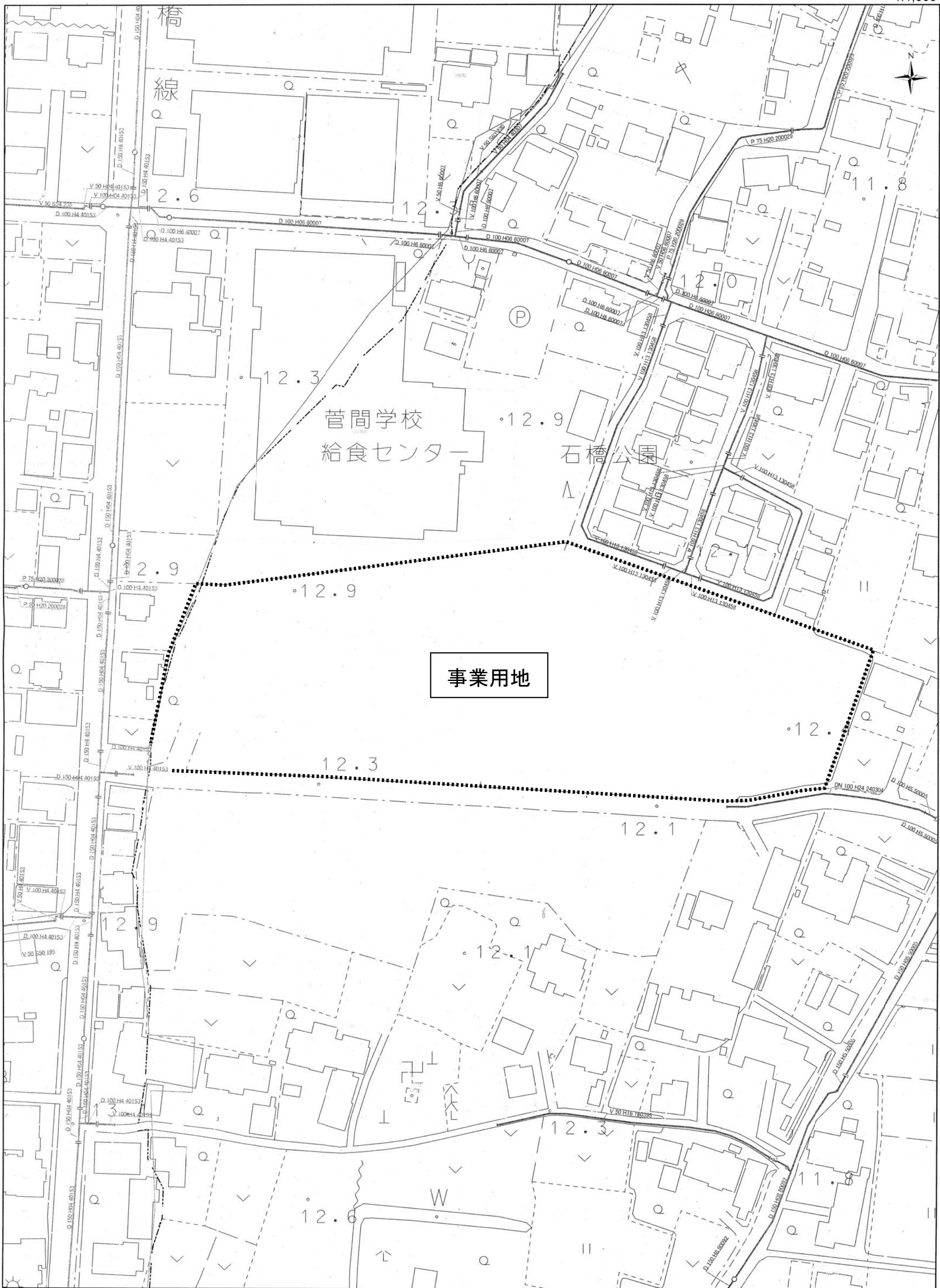


資料4 インフラ関連資料

上水道





事業用地

菅間学校  
給食センター

石橋公園

橋  
線

## **下水道**

現在、本事業用地は認可区域外であるが、菅間学校給食センターの排水対策として、河川放流から公共下水道への切り替え工事を実施するため、市で公共下水道の延伸及び圧送管等の整備を行う。

また、本事業用地内に貯留槽及び圧送ポンプを設置し、菅間学校給食センター及び新学校給食センターの排水をまとめて圧送管に排水する。

担当区分については、別紙 2「設計・工事・維持管理区分」を参照のこと。

### **1. 下水道整備について**

ア 本事業用地内に市が整備する貯留槽及び圧送ポンプ設備、菅間学校給食センターからの排水管、貯留槽から圧送管への接続管（以下、「排水管等」という。）については、市で整備・維持管理を行う。

イ 菅間学校給食センターからの排水管設置部分を中心として幅 1.5 m 及び貯留槽の設置部分を中心とする 20 m × 20 m の区域は市管理区域として設定すること。

ウ 上記に示す市管理区域については、別紙 1「排水管等設置範囲図」の範囲内とし、事業者にて計画すること。なお、市の貯留槽・排水管等の設計にあたり、事業者は本施設の排水量等について、市に協力すること。

エ 排水管等を設置した地表面は「市管理区域」とし、車両の通行は不可とし、将来的な排水管等のメンテナンスを踏まえ、工作物の設置及びアスファルト舗装等を行わないような計画とすること。ただし、簡易に撤去可能な植栽、芝等、緑化面積として整備することは可とする。

オ 「市管理区域」の地表面の維持管理については、本施設とあわせて、事業者にて実施すること。

### **2. 貯留槽の監視盤について**

ア 貯留槽及び圧送ポンプの稼働を監視する監視盤について、菅間学校給食センターの事務室に親機を、本施設の市職員用事務室に副機を設置する。

イ 菅間学校給食センターの監視盤の設置、及び貯留槽から菅間学校給食センターまでの配線工事は、菅間学校給食センターへの排水管の工事にあわせて市で行う。

ウ 新学校給食センターの監視盤の配線は、菅間学校給食センターの親機から分配する。事業者は、菅間学校給食センターとの敷地境界より新学校給食センター内への配線を引き込み、市が用意する監視盤まで配線を行うこと。

### **3. 市の整備スケジュール**

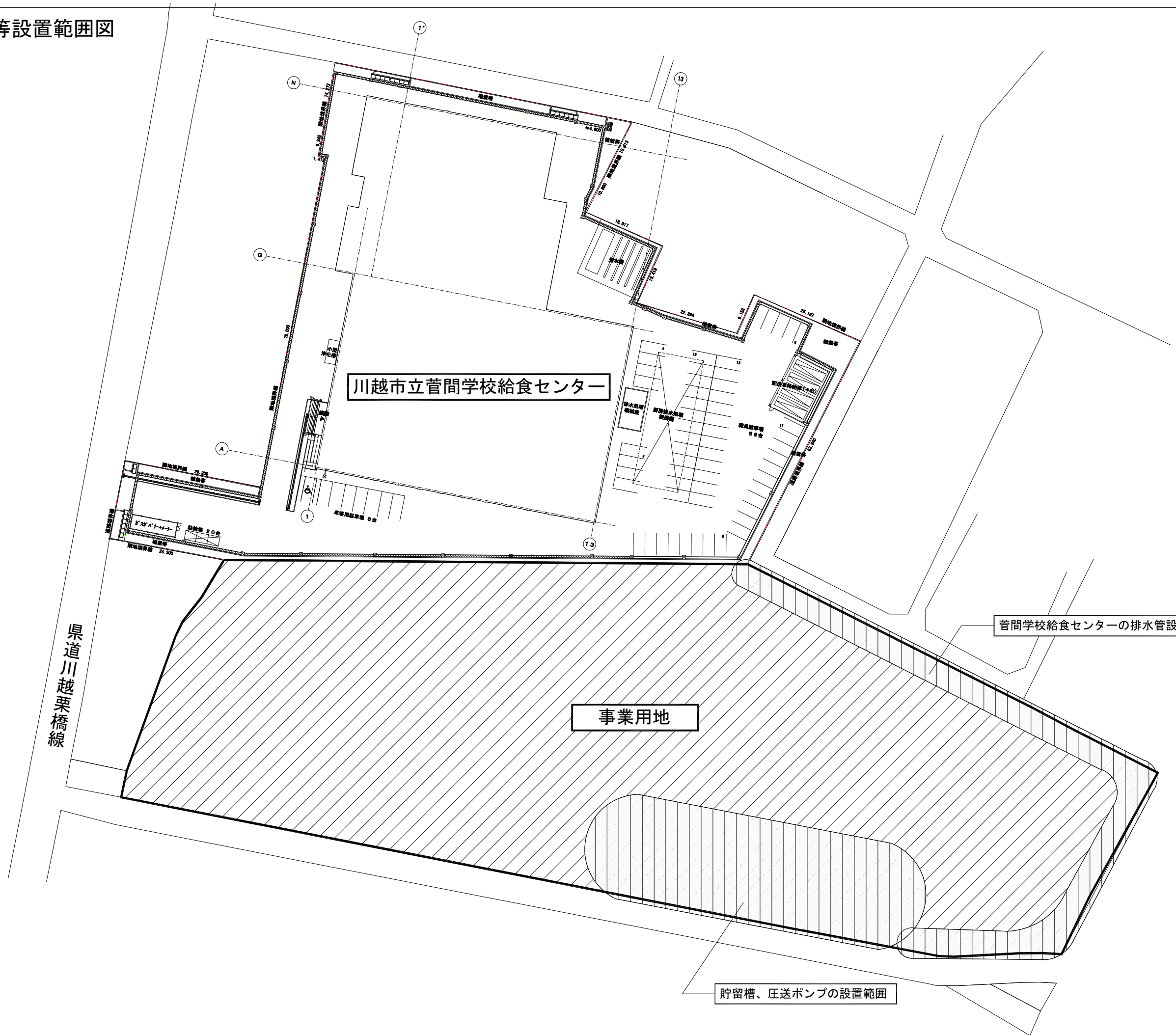
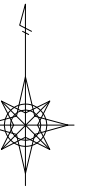
ア 平成 27 年度設計、平成 28 年度工事を予定。

イ 事業者は、本施設の排水量等についての情報提供等、市の設計に協力すること。

- ウ 事業者は、建設業務期間中、市が行う工事について、実施時期等の調整を行うこと。
- エ 菅間学校給食センター排水の下水道へ放流開始は平成29年4月を予定している。

#### 4. 「市管理区域」の仕様

- ア 区域が視覚的に判別できるよう工夫すること。
- イ 区域周囲についても、緊急用の工事車両等が容易に立ち入りできるようスペースを確保すること。



川越市立菅間学校給食センター

菅間学校給食センターの排水管設置範囲

事業用地

貯留槽、圧送ポンプの設置範囲

県道川越栗橋線

別紙2 設計・工事・維持管理区分

項目	設計	工事	維持管理
① 菅間学校給食センター敷地内の排水管	市	市	市
② 事業用地内に布設する菅間学校給食センターの排水管	市	市	市
③ 事業用地内に布設する新学校給食センターの排水管	S P C	S P C	S P C
④ 貯留槽	市	市	市
④-1 貯留槽の容量の決定	市 ※	—	—
⑤ 圧送ポンプ	市	市	市
⑤-1 圧送ポンプの能力の決定	市 ※	—	—
⑥ 圧送管の敷地内布設（貯留槽から道路境界まで）	市	市	市
⑦ 圧送管の道路内布設	市	市	市
⑦-1 圧送管の管径の決定	市 ※	—	—
⑧ 貯留槽のセンサー、菅間学校給食センターまでの配線・監視盤	市	市	市
⑨ 新学校給食センター副機への菅間学校給食センター敷地内の配線	市	市	市
⑩ 菅間学校給食センター敷地境界から新学校給食センター・市職員用事務室への配線	S P C	S P C	S P C
⑪ 新学校給食センターの監視盤	市	市	市

※ 市が決定する。S P Cは新センター施設設計の際、市が行う貯留槽、ポンプ、圧送管の設計に必要となる新センターの排水量等の情報提供を行う。